

明代兀者衛に関する研究

河内良弘

【要約】 兀者衛人は、明代の松花江流域に住んだツングース系部族の一種である。兀者衛に関する記録は、今日ではほとんど遺存せず、ただ朝鮮世宗二十一年(一四三九)正月、都児也という兀者衛人が朝鮮に來朝し、そのさいの発言が『李朝世宗實錄』に記されるにすぎない。本論稿は、都児也の発言に即し、兀者衛の位置、生活様式につき考究したものである。第一・二章では、明代海西女直の範圍と兀者衛人朝鮮來朝の經過を論じ、第三章では、明代兀者衛の本拠が今日の吉林省烏拉街地方に在ったこと、第四章以下では、兀者衛人の牧畜、婚姻、結納、婚期、逆縁結婚、樹上葬の系譜等につき考察し、生活様式、ことに葬送形式および住地の近似性から、明代の兀者衛人が近世の赫哲族と系譜的に連らなるものであることを推定した。

史林 五八卷一号 一九七五年一月

一 海西女直について

中国の東北地方は、古くはツングース系諸部族の住地であって、歴史時代に入り、高句麗、渤海、金等の諸王朝が、つぎつぎと彼等により建設された。しかし金国が滅ぶと、金国治下のツングース族は各地に分散し、政治的未統一のまま明代に到る。明では永楽帝が女真人の來朝者を優遇したため、多数のツングース諸部族が朝貢するようになったが、部族内部での政治的混乱は、明一代を通じてつづいた。こうしたツングース人を、明国人は、三つに区別して理解し、朝鮮東北境から吉林省南部地方に住む女真人を建州女直と呼び、松花江流域に住むツングース部族を海西女直と呼び、建州女直にも海西女直にも属さず、黒龍江や綏芬河流域に住む人々を、いささかの侮蔑をこめて野人女直と呼んだ。本稿でとりあ

げる兀者衛は、その海西女直中の一部族である。

海西という語は、金代には現われない。この語は、元代に起源をもつもので、『元史』に次のように示される。

(1) 本紀卷一二、世祖九、至元二十年五月戊寅。立海西遼東提刑按察司、按治女直水達達部。(2) 卷八六、百官志二、肅政廉訪司、国初立提刑按察司四道(中略)(至元)二十年(中略)以女直之地、置海西遼東道。

(3) 本紀卷一五、世祖一二、至元二十五年二月壬戌。省遼東海西道提刑按察司、入北京。(4) 卷八六、百官志二、肅政廉訪司、国初立提刑按察司四道(至元)二十五年、罷海西遼東。

(5) 本紀卷二五、仁宗二、延祐二年五月庚午。立海西遼東鷹坊万户府。隸中政院。(6) 卷八八、百官志四、海西遼東、哈思罕等処、鷹坊諸色人匠怯怛口万户府。秩正三品。達魯花赤一員。万户一員。

(7) 本紀卷四二、順帝五、至正十一年夏四月庚子。罷海西遼東道巡防捕盜所。

(1)と(2)、(3)と(4)、(5)と(6)とは、それぞれ同じ消息を本紀と百官志とに別けて伝えたものである。これらの例によれば、海西遼東という語は、提刑按察使、鷹坊万户府といった官衛名の前につけられている。この語は使われた最初から役所的であって、金代にこの言葉の見えぬことを考えると、恐らく元の世祖時代の為政者等が、便宜的に作った地域名であったろう。海西という語の由来については、昭和十六年、白鳥庫吉氏が「海西女真に就いて」において考究され、金を意味する *aisi* の音訳であるとされた。しかしさしたる理由もなく *aisi* の語頭に *h* 音が付き、*aisi* が *Haisi* となるものかどうか疑問に思われる。元史にはまた海東、海北、海南の語も存するから、海西の語が案出されたとしても、不自然ではない。

元代における海西の範囲は、前掲史料(1)に「按治女直水達達部」と見えるから、今の松花江から牡丹江、豆満江流域に及ぶ広い地域にわたっていた。『元史』では海西の語は、順帝の至正十一年以後には現われないが、『大明太祖実録』卷一五三、洪武十六年四月己亥に「故元海西右丞阿魯灰、遣人至遼東、願内附」とあるから、元朝の官衛では、元朝末期まで使われていた。そしてこれが明代において「海西」の語の現われる最初の事例ともなっている。

明代の官衛でも、たとえば『大明太祖実録』卷一九〇、洪武二十一年五月壬辰に「命俺得迷失等、往遼東海西等処、招撫夷民、各賜衣物」と見えるように、海西の語は、元代のそれが踏襲された。ただその地域は、元代のそれより狭められている。箭内亘氏の研究「元明時代の滿州交通路」によれば、^②『大明一統志』卷八九、女直山川の条に「松花江（中略）至海西与混同江合、東流入于海」とあるから、明代の海西の地域は、今の伯都訥（新城府）付近も含んでいた。又『遼東志』の「海西西陸路」の第一站肇州は今の珠赫店であり、「海西東水陸城站」の第二站阿朮河は、今の阿勒楚喀であるから、広義の海西は、今の松花江・伊通河合流点付近を中心として、西は嫩江口、東は瑚爾喀江口に至る間を指す、とされている。

朝鮮の史書にも「海西」の文字は現われる。たとえば『李朝世宗実録』によれば、十六年十一月辛丑に「通事韓徳生、回自遼東曰、鎮撫王永言、海西羅郎哈使人言曰」とあり、二十一年八月甲辰に「通事金汗、回自京師啓、遼東人言、海西野人于達達將寇朝鮮」と見え、二十五年十一月己未に「今回自京師者言、建州衛野人与海西達達同謀」と示される如くである。しかしその内容に立入って検討を加えると、海西の語は、明国に旅した朝鮮使節が、遼東地方で語られた言葉を、そのまま本国に伝えたものである。

明国人はこの地方を称して海西と呼んだが、女真人自身は忽刺温 (Hulun) といった。そして李朝の人士も彼等を忽刺温・火刺温と称している。『李朝実録』では、太宗十一年二月丙申の条に「猛哥帖木兒之弟沙介来云、胡刺温兀狄哈将与他野人来侵」と見えるのが、忽刺温の初見であるが、朝鮮では以後一貫してこの呼称を踏襲している。忽刺温は金代にも溯ることのできる古語で、『金史』卷四、熙宗本紀、天眷九年十一月癸巳に「上獵于忽刺渾土温」と見える。元代にはこの地方の記事は現われない。明国人の忽刺温の用例は、和田清氏も指摘された如く、混雑を極め、初期には黒龍江流域までを指し、奴兒干地方まで含めることもあったが、のち海西とほぼ同地域を指す呼称として用いられるに到った。

① 白鳥庫吉「海西女真に就いて」『白鳥庫吉全集』第五卷、昭和四十

五年九月刊、岩波書店、四三五—四五〇頁。

② 箭内互「元明時代の滿洲交通路」『滿洲歴史地理』第二卷、大正二年五月刊、九卷、四四六頁。

③ 和田清「明初の滿洲経略」『東亜史研究』滿洲篇、昭和三十年十二月、東洋文庫、三四五頁。

二 兀者衛について

兀者衛の名は、これまでの研究によれば、遼代には兀惹・烏舎、金代には烏底改・兀的改野人・噶熱、元代には吾者野人などと呼ばれた部族と関係があるとされる。すなわち池内宏氏「鉄利考」および日野開三郎氏「兀惹部の發展」によれば、遼代での彼等の本拠は黒龍江省南部の東京城地方であったといい、和田清氏「兀惹考」によれば、遼代の兀惹は、唐代の黒水靺鞨の後裔であり、黒龍江下流域に居住しており、これが後の兀的改・吾者・兀者であった。明代兀者女直の住地は、西は呼蘭河流域から、東は屯河流域に及び、小興安嶺の南斜面に当る松花江流域はこれに含まれる。彼等は今日のゴルディ（赫哲）と同様の部族であったと述べられた。凌純声氏は『松花江下游的赫哲族』において、金史地理志の一文「金之壤地封疆。東極吉里迷・兀的改諸野人之境」を引き、吉里迷は Girai、兀的改は赫哲 (Gǒlǒ) である。語音が相近きのみならず、地理的分布も亦はなほだしく相符す、としている。わたくしのこの論稿の目的の一も、兀者衛人が今日のツングース族中の何部族に当るかをあきらかにすることであったが、結果的には、これまでの学説を補強することとなった。

元代末期の吾者野人の首長は搠羊哈という人物で、至正十三年、来朝したことが『元史』に「遼東搠羊哈及乾帖困朮赤朮等五十六名吾者野人、以皮貨来降。給搠羊哈等三人銀牌一面、管領吾者野人」と記される^⑤。明代に入り、洪武二十年十二月、西陽哈という野人部将が百三十四人の部下と共に遼東に來降した。西陽哈は搠羊哈と同一人物であろう。この兀者女直の大酋西陽哈は、洪武二十八年、明国総兵官周興の率いる大軍により、討伐を受けた。莊徳・景誠・朱勝の率いる明の遠征軍は、今の哈爾濱北方の呼蘭・綏化・巴彥・海倫地方に転戦し、その足跡は松花江南の賓県にまで及んだ^⑥。当時の

兀者野人の生活圏は、この明国軍の足跡により知ることができる。

やがて永楽帝の治世となると、女真諸部族に対する政策の転換がなされ、諸部族を招撫し、明国に貢獻せしめることとなり、女真文の勅諭が各地に送られた。そしてこの呼びかけに応じ、永楽元年十二月、西陽哈・鎖失哈が明国に來朝し、兀者衛の設立となった。^⑦「衛」は本来明国の官衛であるが、この場合は明国から官員を派遣せず、女真人の首長を「衛」の長に任じ、首長の在地の特権を認めつつ、彼等を明国の行政機構中に組織しようとするものである。

西陽哈は、その後いくばくもなく死亡したらしく、兀者衛の家督は鎖失哈・捏兀的・刺塔等により受け継がれていった。そして永楽二年二月には、脱脱哈を首長とする兀者左衛が、永楽二年十月には那海を首長とした兀者右衛および父不扎尼を首長とする兀者後衛等が、兀者衛から分設され、また正統八年四月、兀者衛の都督刺塔の弟析居のため、成討温衛が分設された。^⑧こうした衛の細分化は豪族の割拠する衛内の複雑な事情と、家督相継上の争に起因する混乱を反映している。

兀者衛人は、朝鮮世宗二十一年（正統四年）正月、はじめて朝鮮に來朝し、貴重な記録を残した。兀者衛人來朝のいきさつは、すでに別稿に述べたのでここでは省略するが、^⑨世宗十四年以降、北辺に來寇する忽刺温への対策に困じた朝鮮国政府が、和解の使者を忽刺温地方に送り、その呼びかけに応じ、世宗十九年八月、まず嘔罕河衛・肥河衛が使節を朝鮮に送り、以後七年間、朝鮮・忽刺温間に国交が開かれた。兀者衛人の來朝は、この間前後四回に及ぶが、その最初の來朝者都児也は、朝鮮国政府のもとに依りて質問に答え、次のような記録を後世に伝えた。『李朝世宗実録』巻八四、二十一年正月己丑の条に、次のように記るされる。

北平館報礼曹曰、忽刺温弓知哈兀者衛指揮僉事都児也言、本衛管下人三百六十余戸、軍數一千余名。迤東三日程、有色割兒大山。迤北平衍無人。迤西不知里數、有達麼阿德旭衛・朶忽論等衛。西南間十日程、有開原衛。東南間三十日程、乃是朝鮮国会寧府。大抵本土所産、獐鹿居多、熊虎次之。土豹貂鼠又次之。牛馬則四時常放草野、惟所騎馬、飼以藜豆、若乏藜豆、切獐鹿肉、与水魚飼之。其婚禮、女生十歲、前男家約婚、後過年三次筵宴、二次贈牛馬各一、待年十七八乃成婚

礼。父死娶其妾、兄亡、娶其妻。丐知哈則父母死、編其髮、其末繫二鈴、以為孝服。置其屍於大樹、就其下宰馬、而食其肉、張皮鬣尾脚、掛之。兼置生時所佩弓箭。不忌食肉、但百日之内、不食禽獸。頭目女真則火葬、皮冠頂上綴白氈布、前蔽面目、後垂於肩、仍穿直身衣、每遇七七日、殺牛或馬、煮肉、以祭、徹而食之。

明一代を通じ、兀者衛に關する記録でこれ程詳細なものは、この外にはない。そして都児也の話題は、兀者衛の位置、家畜、婚礼、葬祭など、生活の周辺にも及び、当時の人々の風俗を知る上に貴重な根本資料を、われわれに提供している。つきにわたくしは都児也の語るところに即し、兀者衛人の生活について考察を進めたい。

- ① 池内宏「鉄利考」『滿鮮史研究』中世一、昭和八年十月、岡書院、一五一—一七七頁。
- ② 日野開三郎「兀菴部の發展」『史淵』第29・30・31・32卷、昭和十八—二〇年。
- ③ 和田清「兀菴考」『東亞史研究』滿洲篇、一四一—一六〇頁。
- ④ 凌純声『松花江下游的赫哲族』上・下、國立中央研究院歷史語言研究所刊、一九三四年、南京。
- ⑤ 『元史』卷四三、順帝六、至正十三年六月癸卯。
- ⑥ 『大明太祖實錄』卷三三九、洪武二十八年六月辛巳。和田清「明初の滿洲経略」、『東亞史研究』滿洲篇、三二五頁。
- ⑦ 『大明太宗實錄』卷二五、永樂元年十二月辛巳。
- ⑧ 『大明太宗實錄』卷二六、永樂二年二月丙戌。
- ⑨ 『大明太宗實錄』卷三一、永樂二年十月辛未。
- ⑩ 『大明英宗實錄』卷一〇三、正統八年夏四月丙午。
- ⑪ 拙稿「忽剌温兀狄哈の朝鮮貿易」『朝鮮學報』第五九輯・第六一輯、昭和四十六年。

三 兀者衛の位置

兀者衛の戸数、位置につき、都児也は次のように言っている。

本衛管下人三百六十余戸、軍數一千余名。迤東三日程、有色割兒大山。迤北平行無人。迤西不知里教、有達麼阿德處衛・朶忽論等衛。西南間十日程、有開原衛。東南間三十日程、乃是朝鮮国会寧府。

ここで注目に価するのは、兀者衛の西南十日程に開原衛があり、東南三十日程に、朝鮮国会寧府が存したという記事であらう。開原は、明の永樂四年三月、女真・兀良哈との交易のため馬市が開設され、女真貿易の中樞として栄えた城街で

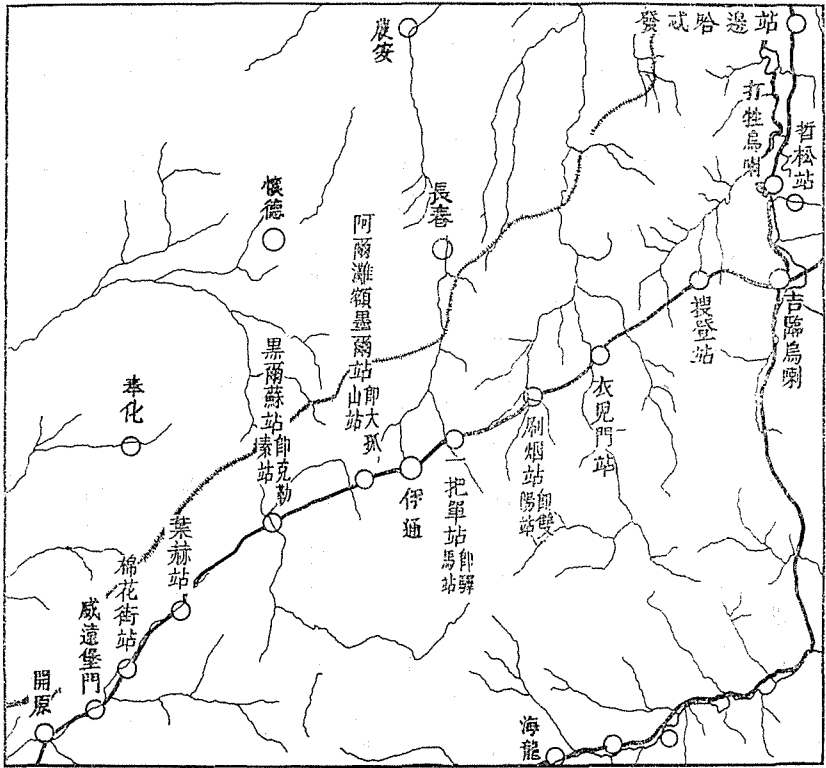
あり、会寧は、朝鮮世宗十六年十二月、都護府に昇格せしめられた朝鮮東北鎮護の要衝であり、ともに現在その位置はあきらかである。この二所を基点として考察を進めれば、兀者衛の位置も或程度比定することができる。

まず当時の吉林省地方での、人の一日の歩行距離を問題としたい。朝鮮世祖十一年（明・成化元年）五月、建州女直から朝鮮に逃来した明国人称波右が、質問に答えた中に「童倉家、在趙三波家西北三日程」とあり、これに「日行五十里、百余家、出軍六百余名」と注記してある。^①注記は明国人称波右の発言に即してなされたから、ここに所謂「里」は、明国の尺度によると考えられる。日行五十里とあるが、当地は山間部であるから、平野部での行程はやや伸びるであろう。

清朝の高士奇の『扈從東巡日録』巻下によれば、康熙二十一年二月十五日、第二次東巡の旅に出た聖祖は、山海関、盛京（奉天）、興京を経て吉林に入り、四月七日（甲申）、吉林を出発し、奉天に向け南下し、十四日（辛卯）、威遠堡辺門に入り、十五日（壬辰）、開原県城に入り三道舖（三塔堡）に駐蹕し、四月十六日、鉄嶺を経、盛京城に帰還した。^③吉林から開原に到る距離は、後に示す『盛京通志』巻一七、駅站の記述によれば、五百五十五里である。康熙帝の一行は、このとき吉林開原間を八日間通過したから、一日の行程は平均六十九里、約七十里となる。

高士奇は、康熙帝の第二次東巡に随行し、全行程七十九日間にわたり、一日も休まず詳細な記録を留め、のちにこの記録は『扈從東巡日録』として世におこなわれているが、同書により、奉天・吉林間の旅程を閲するに、三月九日、奉天を出た聖祖一行は、撫順、薩爾澗山を経て永陵に詣で、鉄嶺県境に入り、柳条辺壩を越え、北進し、三月二十五日、吉林に到着した。所要日数は十七日。各一日の行程は、それぞれ四十里あり、五十里、七十里、九十五里あり、一定しないが、平均すれば六十四里となる。

園田一亀氏の研究『金・世宗の「東巡」考』^④によれば、世宗は大定二十四年三月十三日、燕京を発ち、十八日をついやし、千二百六十五里の行程を踏破し、四月二日、広寧府（北鎮県）に達した。また許亢宗の『奉使行程録』にあっても、燕京から広寧の頭州までは十八日程であり、清の乾隆帝以降の東巡においても、燕京・広寧間は十八日の旅程であったこ



とが述べられている。これらの場合の一日平均行程は、約七十里である。従って以上に考察したところにより、歴史時代の吉林省・遼寧省地方の旅行者の一日の平均的行程は、約七十里ではなかったか。この地方を旅行した兀者衛人の足どりも、ほぼこれに準じたはずである。

結論を先に示すと、わたくしは兀者衛は今日の吉林省烏拉鎮（烏拉街）、すなわち清朝時代に打牲烏拉と呼ばれた城街付近に存したと考えている。その理由の一は、烏拉鎮がほぼ開原東北十日程の地に在ることである。『盛京通志』卷一七、駅站の条には、盛京省内の駅站間の距離が記るされるが、これによれば、開原・吉林間の里程は、次のようになる。

開原站—五十五里—棉花街站—四十里—葉赫站—八十里—黑爾蘇站—六十里—阿爾灘額墨爾山站（大孤山站）—六

十里—一把單站(馱馬站) —六十里—刷烟站(雙陽站) —五十里—衣兒門站—七十里—搜登站(蘇通站) —七十里—泥汁哈站—十里—吉臨烏喇—五十里—哲松站(金周俄仏洛站) —六十里—舒爾河站。

『柳辺紀略』卷二には、開原・吉林間の里程を、次のように記している。

開原県十五里至開原站、十五里至柳条辺威遠堡門、四十里至棉花街、五十里至也合站、五十里至火燒嶺、三十里至黑而蘇站、三十里至小孤山、四十里至大孤山、三十五里至易屯河、二十五里至一把且、二十五里至石頭河、三十五里至雙陽河、六十里至衣兒門、二十里至沙彝、三十里至一拉溪、二十里至搜登、二十里至水哈、三里至小水哈、五十里至船廠。

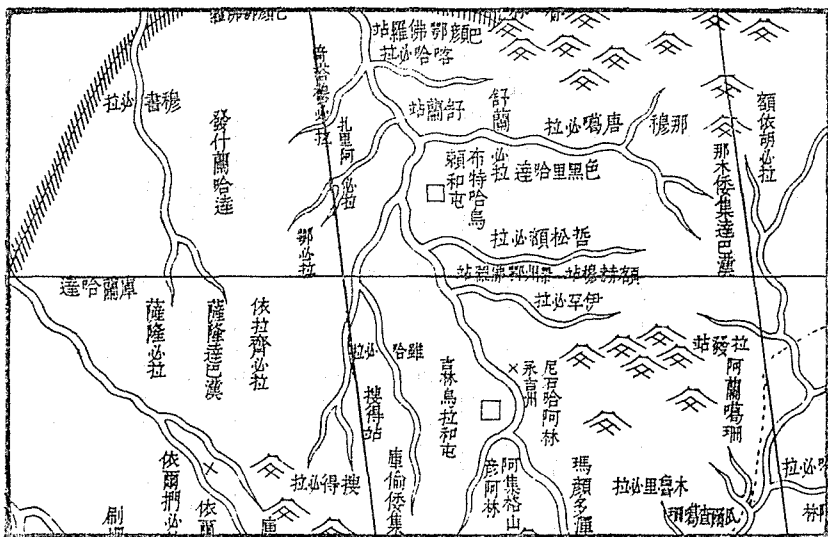
開原・吉林間の里程を総計すれば、『盛京通志』によれば五百五十五里、『柳辺紀略』によれば五百九十三里となる。先に述べた如く清の聖祖は、この間を八日間で通過した。一日の速度は七十里前後となる。そしてこの七十里(日本の約十里)あるいは八十里の行程は、皇帝の巡幸時のみならず、普通の人間の三九月間の馬行一日の距離を示すものであると、楊賓は次のように指摘している。『柳辺紀略』卷三に曰く、

辺外駅站、相去遠近不一。或百里、或百余里、或七八十里。然所謂七八十里者、三九月間、亦必走馬竟日乃得到。開原から吉林まで、普通の人間で八日を要する。吉林から烏拉鎮まで一日乃至一日半で行くとすれば、開原・烏拉鎮間は、ほぼ十日程となる。

理由の二は、兀者術の都指揮瑣勝哥が、明国の勅命により、吉林を督守していたことである。『遼東志』卷九、外志、外郡の条に、次のように記るされる。

建州。東瀕松花江、風土稍類開原。江上有河。曰穩禿。深山多産松木。国朝征奴兒干。於此造船。乘流至海西。裝載賞賚。浮江而下。直抵其地。有勅、令兀者術都指揮瑣勝哥督守。

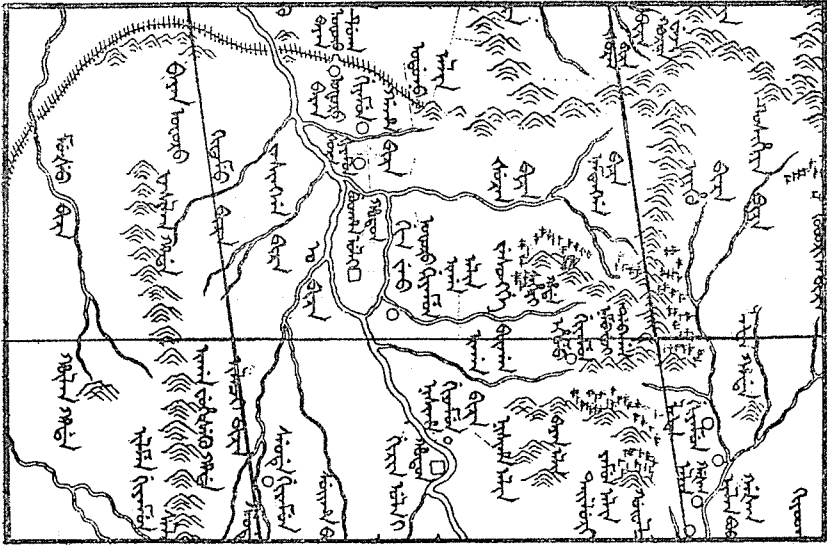
建州は、元明時代における吉林の地名であって、建州女直の名もこの地に由来している。このことは夙に大正二年、箭



乾隆内府與圖

内互氏が「満洲に於ける元の疆域」^⑤において『大元一統志』の「京（上京）之南曰建州、西曰賓州」および「混同江、俗呼松阿哩江、源出長白、北流経旧建州西五十里、会諸水、東北流、経故上京、下達五国頭城北、又東北注於海」等の史料を紹介し、詳論されたところであり、和田清氏も「明初の満洲経略」^⑥において、建州が奴兒干経営の根拠地であり、兀者衛の都指揮瑣勝哥の守る所であったことを論ぜられた。

吉林の督守を命ぜられた瑣勝哥 (So-shan-g'ha) は、『大明英宗实录』卷三五、正統二年冬十月戊午の条に「兀者衛故都指揮鎖升哈孫男幹朶苦（中略）各来朝貢馬及方物」と記るされる鎖升哈 (So-shan-g'ha) と同一人物であろうから兀者衛は吉林か、もしくは吉林の近傍に所在したに違いない。遠隔の地に在る者に、吉林守備を下命するはずはないと思うからである。もっとも瑣勝哥は兀者衛都指揮ではなく、実は兀者左衛都指揮ではなかったかとの疑問も残る。『大明太宗实录』卷一〇八、永樂十五年十二月壬寅に「兀者左衛都指揮鎖升哈等来朝貢馬賜賚有差」と見えるからである。たとえ鎖升哈が兀者左衛人であっても、兀者左衛は吉林もしくは吉林近傍に所在したことになり、その本衛たる兀者衛も、吉林近傍に所在した蓋然性は高くなる。



清内府一統輿地秘図（康熙輿図）

理由の三は、都児也の所謂「色割児大山」に関するものである。色割児 (Se-ko-ên) は、満洲語 seheri の音写と思われる。seheri hada は、そびえ立つ山の意で、本来普通名詞ではあるが、この場合は兀者衛付近に所在する山を指す固有の名称と考うべきであろう。いま『清内府一統輿地秘図』世に所謂『康熙輿図』によれば、Girin ulai hoton の東北、Gin jeo oforo gir-yannu の東方に Seheri hada は存する。この地は『乾隆内府輿図』の「色黒里哈達」に相当し、そしてこの山は正しく布特哈烏頼和屯 (Butta ulai hoton) の東方に当る。また康熙版『盛京通志』卷九、山川の条に「色黒力山、(烏喇) 城東北一百二十里、高二百五十步、週囲十里」と記るされ、『大清一統志』卷四五、吉林、山川の条に「塞赫哩山、在城東北一百二十里、周十里」と示され、『吉林通志』卷一八、山川の条に「塞赫哩山、(吉林府) 城東北一百二十里、周十里」と見える。これらはすべて色黒里哈達についていったものであろう。色黒里哈達が現在の何山に当るかは問題もあろうが、『康熙輿図』に示される位置から考えると、現在の太平山 (二〇五六米) に当るかと思う。

以上に述べた理由により、わたくしは清代に布特哈烏頼和屯

とか打牲烏拉などと呼ばれ、現在は烏拉鎮と呼ばれる小都市の周辺に、明代の兀者衛の本拠が存したと考える。この烏拉鎮には、明代中期以降、清朝初期に到るまで呼倫四部の一の烏拉部の本城が存した。烏拉部は、明代の塔山前衛の後裔であるから、兀者衛人とは系譜的に連続しない。それにもかかわらず、烏拉部がこの地に住むようになったのは、明末に Buyan が烏拉部を従え、先住民である兀者衛人を追放し、もしくは服属せしめ、兀者衛人の本拠を奪ったからであると思ふ。烏拉部がこの地に住むようになるまでの経緯は『滿洲実録』巻一に、次のように記るされる。

Uia 部の本の名は Hulun、姓は Nara、その Uia 河岸に國を置いたので、國の名を Uia とした。Uia 國の始祖は Naclubu、Naclubu に生まれたものは Sangeiyan Dorhoci、Sangeiyan Dorhoci に生まれたものは Giyamaka Šojugu、Giyamaka Šojugu に生まれたものは Saitun、Saitun に生まれたものは Dulgi、Dulgi に生まれたものは Kesine Dudu、Gutei Juyan、Kesine Dudu に生まれたものは Cecemu、Cecemu に生まれたものは Wan、Gudei Juyan に生まれたものは Tairan、Tairan に生まれたものは Buyan、Buyan は Uia 部をことごとく従え、Uia 河の Hongni という地に城を築きて住み、貝勒を僭称した。

Buyan は烏拉河の洪尼という地に城を築いた。その城は吉林城北七十里に在り、周囲は十五里で、その中に小城があったという。『大清一統志』卷四六、吉林の条に、次のように記るされる。

打牲烏拉城、在城北七十里、混同江東。遼時寧江州故址。其先、烏拉布占泰貝勒居此城。周十五里。門四、內有小城。周二里、東西二門、有土台、高八尺、周一百步。本朝康熙四十二年、于旧城東、改建新城、周八里、門四、設總管協鎮等官駐防、有居民九百余戶。

また『柳辺紀略』巻一にも、次のように記るされる。

吳喇国旧城、人号大吳喇、以今之船廠亦名吳喇故也。周十五里、四門。內有小城。周二里、東西各一門、中有土台。城臨江。江辺、有菴曰保寧。

先に昭和四十二年、今西春秋先生は『JUSEN 国域考』^⑧において、建州女直、海西女直、野人女直の各境域につき、詳細な考察をとげられたが、海西の烏拉部については、烏拉鎮(街)西北方二軒の旧街と称する所が、烏拉古城の遺跡であるとの説を提示された。しかし一九六二年、中華人民共和国吉林省博物館および吉林市博物館による烏拉古城調査の結果によれば^⑨、烏拉古城の位置は烏拉旧街にはなく、烏拉鎮北方二百五十米の地点に存したという。京都大学の松浦茂氏に、吉林省博物館による烏拉古城の発掘調査報告書のあることを教えられたが、同報告書によると、烏拉古城は、内・中・外の三城より成り、内城は梯形をなし、周囲七八六米。中城は不規則な四辺形で、周囲三五二米。外城はただ北牆東段と東牆北段とが遺存するに過ぎない。内城の中央に土造の高台が存し、『百花点将台』と俗称される。東西の長さ五〇米、南北二五米。四壁はけわしく登攀し難く、東壁は七・九米、西壁は六米である。一九五八年、この百花点将台の南方五〇米の地点の地下六・七米のところから、一体の白骨と、銅製盔帽、銅仏、銅鏡、銅銭等が出土し、また一九五九年、烏拉街水産場付近からは、万曆癸未の銘を有つ銅火銃が出土したという。同調査報告ではこれらの発掘遺物に検討を加え、この地が明代の烏拉部の所在地であることを結論としている。

Buyan は、『満洲実録』によれば、烏拉河の洪尼という地に城を築いたという。今の烏拉古城は、彼の烏拉征服の記念建造物であろう。Buyan は『満洲実録』によれば、滿泰の祖父であり、滿泰・布占泰兄弟は、清のヌルハチと同時代の人物であるから、Buyan の烏拉築城時期は、嘉靖年間末期頃と思われる。ただし『吉林通志』卷二四、輿地志、城池の条に、冊報に依ったとして、次のような記載がある。

打牲烏拉駐防城。旧城於順治初年建、康熙四十二年間、屢患水災。四十五年、移至旧城迤東高埠爽塏之地、改建新城、築土為牆。周八里、計一千四百四十丈、高六尺八寸、門四。

旧城は順治初年に建てられたというのである。もしそれが正しいとしても、恐らくその旧城は、Buyan の烏拉城を補修して成ったものであろう。かように「烏拉古城」も烏拉鎮も、明代兀者衛人の居城ではなかった。今後の発掘調査に

俟つほかないが、わたくしはやはりこの烏拉鎮周辺に、兀者衛の本拠があったと考えている。都児也のいう「達摩阿德訶衛」は所在不明。「朶忽論衛」は、ダフル (Dahur 達呼爾) と関係があろう。

① 『李朝世祖実録』卷三六、十一年五月丁未朔。

② 称波右は、もと遼東の住民であること『李朝世祖実録』卷三二、十一年二月壬辰の条に記るされる。

③ 園田一也『清朝皇帝東巡の研究』大和書院、昭和十九年一月。『大

清聖祖実録』卷一〇二、康熙二十一年夏四月、参照。

④ 園田一也『金の世宗の「東巡」考』、『清朝皇帝東巡の研究』二四四

——二七六頁。

⑤ 箭内互「滿洲に於ける元の疆域」、『滿洲歴史地理』第二卷、二六八

——四三三頁。

⑥ 和田清「明初の滿洲経略」、『東亜史研究』滿洲篇、四二二頁。

⑦ 今西春秋「*Manchuria* 国域考」、『東方学紀要』二、一九六七年三月、

一——一六八頁。

⑧ 吉林省博物館「明代扈倫四部烏拉部故址——烏拉古城調査」、『考古』

一九六六年第二期、二八——三三頁。

四 土産・牧畜

〔土産〕 都児也は、兀者衛の産物につき「大抵本土所産、獐・鹿居多。熊・虎次之。土豹・貂鼠又次之」と述べている。

凌純声氏の研究『松花江下游的赫哲族』によれば、赫哲族の獵戸の狩獵時期は、ほぼ四期に分けられ、(1)正月五日から二月十五日頃まで、火狐・獐(猪)・黄鼠・狼・麇等を狩り、(2)四月初日から六月末まで、茸角・黒熊・野猪等を、(3)八月半ばから九月十五日まで、麇・鹿・熊・野猪等を、(4)十月初旬から十二月半まで、貂・獺・火狐・獐・黄鼠・麇・灰鼠・熊・虎・豹等を狩獵した。中でも夏の鹿狩は重要であつて、茸角は高価をよんだという。秋葉隆氏によるオロチョン族の調査報告によれば、オロチョンの食う肉は、鹿類が最も多く、彼等の着る衣類も鹿類の毛皮で、鹿類の大部分は麇であつた。麇は狍・獐とも書かれ、のろのことで、毛皮は温かく、肉は美味であつたという。『盛京通志』卷二七、物産の条には「麇、麇類。色蒼赤、又黒龍江地方、每冬有白項野麇、従海辺来、不可勝数、形比内地微大、但味稍腥」と見え、『黒龍江外記』卷八に、「麇皮、不挂霜而毛易落、故服者嘗少、率連之為車帷。其肉則禦冬美味」と記るされる。この地

方の豊富な鹿群が、明代兀者衛人の食料・衣類・住居に、充分な材料を供給していたのであろう。

虎は、この地方の女真人は神聖視していたと察せられ、『李朝世祖実録』卷一六、五年六月辛酉に「野人俗忌寅日」と記るされる。ロパーチンによれば、シベリアのオロチイ人は、虎を自己の祖先とみなしており、トーテムミズム的宗教意識から、決して狩猟しない。もし狩猟中に虎に出あったならば、猟銃を投げすて、跪いて特別の祈りを捧げる、と記し、幾つかの虎に関する伝説を紹介している。兀者衛北方の呼蘭平野に虎の多かったことは『黒龍江外記』卷八に「呼蘭、多虎。虎過、父子兄弟不相讓。独殺之、以獻幕府」と見え、豹については『盛京通志』卷二七、物産の条に「豹、似虎而小。白面団頭。色白者曰白豹。黒者曰烏豹、文円者曰金錢豹、最貴重。文尖長者曰艾葉豹」と記るされる。貂鼠は明清兩代を通じて、この地方の特産物であったが、シベリアのタイガ地方のそれに比して、品質は稍劣った^④。

〔牧畜〕 兀者衛における牧畜について、都児也は次のように述べている。

牛馬則四時常放草野、惟所騎馬、飼以藜豆、若乏藜豆、切獐鹿肉与水魚飼之。

牛は、前代からひきつづき飼養されたもののほかに、兀者衛人が遼東で交易して得たものも少なくなかった。『大明英宗実録』卷五二、正統四年閏二月己丑の条に次のように示される。

畢恭又奏、韃子・海西・野人女直、婦自京師。道過边境、輒以所得綵幣或驚馬、市耕牛及銅鉄器皿。臣以耕牛辺人所恃以為生、而銅鉄器、外夷所寶以為用。乞禁勿与市。上可其奏。諭総兵巡撫等官禁之、敢有犯者、治罪不宥。

また『大明英宗実録』卷八三、正統六年九月丙辰の条にも、次のように記るされる。

鎮守遼東太監亦失哈奏、海西等処野人女直、每来市易、願以馬易牛。今官軍少馬。乞從其貿易。事下、行在兵部請移文於遼東総兵官曹義等、体審斟酌以聞、從之。

兀者衛の馬は、日常に騎乗するもの以外は、草原に放置されていた。『黒龍江外記』卷八には、牧草が繁茂するため、齊齊哈爾地方では養馬は容易であったと、次のように記るしている。

齊齊哈爾、羊草暢茂、馬食輒肥、遠行者微加粟豆、余不用、故養馬最易。有阿敦者、十家而九。阿敦、訊言牧群也。ところで「惟所騎馬、飼以藟豆、若乏藟豆、切獐鹿肉、与水魚飼之」という都児也の発言は、馬を、動物の肉で飼養したことを示す記録である。こうした飼育法は、近世のツングース族間でもおこなわれていたことを、シロゴロフは次のように報告している。^⑤

「滿洲の山岳地方、並びに小興安嶺地方では、(中略) 正規の馬の飼養には全然適しないのであって、馬は冬季及び時には夏季においてさえ、同じく食料の不足に苦しむのである。滿洲の(三)四の地方及び小興安嶺の(1)(2)の地方では、ツングースは肉を餌とする馬の飼育法を講じている。即ち馬は先ず初め塩氣を付けた乾肉に少しづつ慣れて行き、その後生肉に慣れるのである。かかる食餌で生きている馬は、非常に強くなり、季節如何を問わず何時でも狩猟に使役することができ。ツングースの言に拠れば、肉食に慣らされた馬は、年齢二十五歳に達するし、乾草で飼育されている馬よりもすべての点でずっと優れている。」

兀者衛の村落に牧馬があり、耕牛が存したとすれば、兀者衛人の狩猟活動はいちじるしく制限され、その生活様式も、純粹の狩猟民、たとえばオロチョン族のそれとは、おのずから異なったものとなったに違いない。こうした兀者衛人の生活様式を考察するには、さきに一九四二年、興安嶺地方のオロチョン族の民族学的調査にあたられた今西錦司・伴豊氏の調査報告が参考になる。同氏等は「大興安嶺におけるオロチョンの生態」^⑥において、次のような調査結果を示された。すなわちオロチョン族は、馴鹿を飼養して使役する馴鹿オロチョンと、馬を使役する馬オロチョンとに区分されるが、馬オロチョンにあっては、馬は狩猟生活に重要な役割を占めており、獲物・家財の運搬のためにも不可欠の財産である。しかし一方彼等の生活は狩猟に依存しているため、獲物の移動にともない、猟場の変更を余儀なくされ、その都度幕居の移動を余儀なくされる。ところが一方彼等は馬を飼養しているため、馬の飼料場としての草原から離れることも許されない。従って彼等の狩猟活動は束縛され、草原をいちじるしく離れた森林地帯では、狩猟生活はむつかしくなる。大興安嶺地方

の草原は、主として大河川の河谷ぞいに、森の中へ細長く入りこんでおり、この故に馬オロチョンの生活圏は、各大河川を中心とし、いくつかの小領域に分離されている。根河地方のように、広い草地が森林地帯に入りこんだ、いわゆる森林ステップ地帯では、馬飼養にとって恵まれた環境であるが、東斜面の諸河川では、馬飼養の条件が悪く、そこでは草の代りに肉を餌とする飼育法さえ講ぜられた、と述べられている。

因みに同氏等の報告によれば、馬飼養と狩猟とを同時におこなうような、馬オロチョンの生活型社会は、大小興安嶺地方以外には見いだされない。ザバイカル地方の馴鹿飼養ツングースの生活圏の南部とモンゴル草原との間には、一応森林ステップ地帯は存するが、その幅が狭いため、ここには馬飼養をともなう狩猟世界は存在しないということである。

右の研究に示唆を得たが、明代兀者衛にあっても、似たような事情が考えられる。兀者衛人も牛馬を飼養し、使役していたため、牛馬の飼料を生み出す草原から、無制限に離れて生活することはできなかったであろう。ことに馬オロチョンの馬が、騎乗・運搬用であり、おおむね狩猟者と行動を共にするものであるのに対し、兀者衛の馬は、主に交易用のそれであるから、使役のため、ことさらに草原を離れさせる要はない。その上、草原での牧馬は、それが如何に容易であるとはいえ、或程度は人による管理が必要であるから、なおさら馬群から離れ、狩猟にのみ専念するわけにはいかなかったであろう。都児也の発言は、明代兀者衛人が、騎乗用馬匹の飼料欠乏のさい、草原遊牧民のように牧草を求めて移住する自由を持たなかったことを示している。獣肉による馬飼養は、一面兀者衛人の定住生活を反映したものであろう。しかも彼等は、耕牛を輸入していたことに示唆されるように、素朴な農業経営をおこなっていたから、作物の管理のためにも、行動は一層制限される。従って明代兀者衛人の生活様式は、移動する狩猟動物を追って、森林中を自由に移住し、白樺等で作られた粗放な円錐型天幕に住み、それを建てたまま放置しつつ移動し、狩猟の獲物によって生計を維持するような、オロチョンの生活様式をとらなかつたはずである。或程度の狩猟および漁獵をおこなったにせよ、牧馬および農作物の管理のため、彼等の行動は制限され、その生活圏は、河川の流域を軸とした、限られた範囲を出なかつたし、恐らく部族

長を中心とし、聚落を形成し、定住していったであろう。都児也の言に「本衛管下人三百六十余戸、軍數一千余名」と見えるのが、このことを有力に示唆する。その生活様式からこれを見れば、正しく今日のゴルドイ（赫哲）族のそれに近い。

① 凌純声『松花江下游的赫哲族』七、八七頁

② 秋葉隆「大興安嶺オロチョン族踏査報告」『滿蒙の民族と宗教』昭和十六年三月、五七—一五七頁。

和十六年三月、五七—一五七頁。

③ 平竹伝三「オロチ族研究」『史観』第一冊、昭和六年十一月、二七三頁。

④ 拙稿「明代東北アジアの貂皮貿易」『東洋史研究』第三〇卷一號、

昭和四十六年六月、六二—一二〇頁、参照。

⑤ シロゴロフ『北方ツングースの社会構成』昭和十六年十二月、岩波書店、六八頁。

⑥ 今西錦司・伴豊「大興安嶺におけるオロチョンの生業」『民族学研究』第十三卷一號・二號、昭和二十三年七月。

五 婚 姻

〔結納〕 兀者衛の婚姻につき、都児也はまず次のように言っている。

其婚礼、女生十歳、前男家約婚、後通年三次筵宴、二次贈牛馬各一、待年十七八、乃成婚礼。

ここで都児也は、二つのことを話題としている。(1) 結納は、婚約後、順次三回宴会し、二度、牛馬各一頭、合計四頭を贈る。(2) 婚期は、女子が十歳になると、男家から婚約を申し出、十七八歳に婚礼をなす、というのである。まず結納についてみれば、それは、時代により、また部族により、おくられる物と数とを異にするが、シロゴロフも指摘している如く、その支払の様式と価格とは、その群団の相対的な富と、その経済組織とを反映しているから、これによって或程度、兀者衛人の生活をうかがうことができる。

まず多様なツングース諸部族の婚姻関係に目を転ずると、オロチョンについては泉靖一氏の「オロチョン族踏査報告」^①がある。これによれば、許婚は、男女の父親により極めて早くなされ、そのさい結納の馬の數——普通五・六頭——も定められる。馬を約束だけ納めて始めて社会的に認められた夫婦が成立するが、それができぬときは、できるだけ納めて、

男が女の家に通うのだという。

北方ツングースでは、シロコゴロフによれば、結納は通例家畜だけから成っていて、外バイカルの馴鹿ツングースでは二十五頭乃至六十頭の馴鹿であり、満洲の馴鹿ツングースに於いては、それよりいくらか少い。馬を使用するツングースに於いては馬約三十頭であり、満洲族の影響を受けたツングースにおいては四乃至七頭の馬とその他の品物および豚であり、遊牧ツングースに於いては牛と馬とからなっている。その一部は定婚の際支払われ、残りは婚禮の際に支払われる。

満洲族においては、結納は豚や現金で計算され、ゴルヂに於いては現金、豚、酒等で支払われると述べ、結納の価格および支払い様式は、その群団の相対的な富とその経済組織によるとしている。赫哲族については、赤松智城氏の調査報告があるが、これによれば、結婚は家と家との間で取り決められ、男家は女家に采礼として木綿五丈と女性用装飾品と金百乃至二百円を送ったが、これを全部支払うのに二三年を要したし、支出できない場合には、男は女家で三四年間働らき、その代償として嫁をもらうことがあったという。^③ただしシロコゴロフは、近年の満洲族やウデへ、特にブリヤートやゴルヂにおいては、こうした労役婚は、今では滅多におこなわれていないとしている。^④かような考察をとげたのちに兀者衛をふりかえると、その結納品は、他のツングースに比して特殊とは言えないにしても、決して富裕な経済状態を示していない。都兎也は兀者衛の富者であろうが、貧者はいかばかりであったかと察せられ、労役婚のおこなわれていたことが想像される。結納が牛馬であって、近年の赫哲の如く木綿や貨幣でなかったことにも注目したい。それは商業活動の未発達な当時の社会状態を反映している。

〔婚期〕 赫哲族の故事調査をおこなった凌純声は、婚期について「在他們的故事裏、關於婚姻的伝説甚多。結婚的年齡、早的十三歲、普通約在十七八歲」と記しており、不思議に兀者衛人のそれと一致する。^⑤しかし他のツングース諸部族においても、女性婚姻年齢は、性的成熟の年齢と一致して、十八歳前後であった。たとえばシロコゴロフによれば、婚期は、外バイカル・ツングースでは花嫁の最高年齢は二十八歳で、ビラルチェンに於いては婚姻は十五歳以下で起ることは

なく、通例十八歳から二十歳までの間である。外バイカルの馴鹿ツングースでは、花嫁の平均年齢は十七・二歳であり、バイカル遊牧ツングースでは、平均年齢は二〇・七歳であり、五〇%以上が十九歳から二十一歳までの間であった。満洲の馴鹿ツングースにおいては、花嫁の最低年齢は十一歳以下のあることがあがるが、婚姻完了の時期は、十八歳頃であった。最低年齢の低い理由は、彼等の言によれば、婦人が非常に足りないからであるという。幼児死亡率の高さも、最低年齢の低さと関係があるかもしれない。ロバーチンは、オロチイ人は凡て生物を食し、且農業牧畜をおこなわないから、彼等の間では幼児にとつて適当な食物が少しもない。故に必然的に、母親は幼児が七八歳になるまで、自分の乳だけで育てねばならない。かような環境では、幼児の死亡率の高まるのは当然であるとしている。^⑦

満洲族の婚期は、シロコゴロフ『満洲族の社会組織』によれば、満洲人はその息子達を二十一歳までに結婚させることを、義務的なことと考え、また花嫁は花嫁とほぼ同年齢であるとしている。しかし大間知篤三氏の琿琿県大五家子保での調査によれば、夫の年長なる場合が絶対多数であった。^⑧以上の諸調査と比較すると、兀者衛人の婚期は、決して特殊とはいえない。最低年齢も極端に低くないことも、民度の高さを反映している。

〔逆縁結婚〕ここでは妻が亡夫の兄弟と結婚する婚姻形式をレヴィレート婚 (Levirate) といい、妻が亡夫の子と結婚する婚姻形式を継母結婚といい、両者を総称して逆縁結婚ということとする。都児也のいう「父死、娶其妻。兄亡、娶其妻」は、兀者衛における逆縁結婚の存在を示す。

逆縁結婚は、モンゴル系およびツングース系諸部族に古くからおこなわれていた婚姻関係の形式であつて、『史記』匈奴列伝には「父が死ぬと、その後母(継母)を妻とし、兄弟が死ぬと皆その妻をとつてこれを自分の妻とする」^⑨とあり、又同列伝、漢の孝文皇帝の条に記される、漢の使者が中行説に対して言った言葉に「匈奴は父と子とが同じ穹廬に寝臥し、父死すればその継母を妻とし、兄弟が死ぬと尽くその妻をめとつて妻とする」と示される如く、逆縁結婚は日常的であつた。蠕蠕の逆縁結婚については、『魏書』蠕蠕伝、『宋書』『南齊書』『梁書』の各芮芮伝に記録を見出し得ないが、

田中克巳氏の研究によれば、蠕蠕では国法として、父の寡婦を娶る継母結婚がおこなわれていたという^⑩。また烏桓・鮮卑の間でも、匈奴のそれに似た逆縁結婚はおこなわれていた。チンギス・ハン時代のモンゴルでは、大ヤサの三十五条に「父死するや、子はその実母を除く父の妻妾の処置をなし、或いはこれと結婚し、或いはこれを他人に嫁せしむることを得」と定められており、こうした規定の趣旨にもとづく逆縁結婚は、後代までおこなわれていた。

ツングース諸民族の逆縁結婚についてみれば、『魏書』勿吉伝、『隋書』靺鞨伝、『北史』勿吉伝、『旧唐書』靺鞨伝、『新唐書』黑水靺鞨伝には、いずれも関連する記事はないが、『三朝北盟会編』卷三に、「父死則妻其母、兄死則妻其嫂、叔伯死則姪亦如之。故無論貴賤、人有教妻」と記るされるから、金代初期の女真族間にはおこなわれていた。金朝治下の女真人間では、漢文化の影響により、この風習は漸次すたれている。

明代の建州左衛の婚姻形式にも、レヴィレイト婚の存したことは、童猛哥帖木児の母也吾多が、夫揮厚の死後、揮厚の弟包奇に嫁したことによって知ることができる^⑪。近世の満洲族の婚姻関係については、シロコゴロフの研究があるが、彼は満洲族間におけるレヴィレイト婚の存在を否定した。すなわち『北方ツングースの社会構成』において彼は、「満洲族に於いてはレヴィレイト婚の風習は今日では知られていない。しかしゴルヂヤオロチャブリヤートに於いては、この風習はなお生存せる甚だ主要なる制度である。しかし二三の間接の証拠から、昔日にはこの風習が満洲族に於いても行われていたらしいことが知られる」と記し^⑫、また『満洲族の社会組織』では「寡婦——アンガシ angasi——は、その個人的な選択並に希望に従って再婚することが出来る。彼女の氏族、即ち彼女の夫の氏族の、もしくは彼女の父親の氏族の、誰一人として彼女を再婚さすべく強制することは出来ない。（中略）かくの如く、レヴィレイトとして知られている慣習は、一つの婚姻形式としては、満洲族の間に行われていないのである」と記している^⑬。

明末清初の満洲族の婚姻関係については、昭和十八年、布村一夫氏がくわしく研究したが、入関前の満洲族にあっては、一夫多妻制、購買婚の存したこと、および李民寛の『建州聞見録』中の「嫁則不挾族類、父死而子女其母」を引用

し、「継母再婚」制の存在したことを論証した。しかしレヴィート婚の存在は確言できぬとしている。^⑩

沿海州地方のオロチイ族では一夫多妻の風習があり、レヴィート制度が厳守されていると、ロバーチンは『オロチイ族研究』に記述している。^⑪もし子のないままに夫が死去すると、家系の断絶を恐れ、弟が寡婦と婚姻を結ぶこととなる。

このためにも花嫁花嫁間の年齢の不調和がもたらされ、わずかに十二歳乃至八歳の少年が、三十歳乃至三十有余歳の寡婦と結婚することがあると述べている。松花江下流のゴルディ（赫哲）および興安嶺東のオロチン族に、近年に至るまで逆縁結婚の存したことは、凌純声、曹廷杰、シロコゴロフ、ヴェニニコフ、布村一夫、田中克巳、秋葉隆氏等の研究により知られる。^⑫

如上のように結納の価格および支払い様式は、その群団の相対的な富によるものであるし、婚期は人間の自然な性的成熟年齢とかかわりがあるので、各部族ともほぼ一定しており、また逆縁結婚はツングース諸部族にほぼ共通して現われるから、これらの婚姻形式によって、兀者衛人の所属部族を判別し特定することはできない。

- ① 泉鎰一「オロチン族踏査報告」『民族学研究』第三卷一号、昭和十二年一月、三九—一三二頁。
- ② シロコゴロフ『北方ツングースの社会構成』四四三—四四五頁。
- ③ 赤松智城・泉鎰一「赫哲族踏査報告」『満蒙の民族と宗教』一七六頁。
- ④ シロコゴロフ『北方ツングースの社会構成』四三三—四三五頁。
- ⑤ 凌純声『松花江下流の赫哲族』上、二二七頁。
- ⑥ シロコゴロフ『北方ツングースの社会構成』四三四頁。
- ⑦ 平竹伝三訳「ロバーチン著、オロチイ族研究」『史復』一、昭和六年十一月、二六七頁。
- ⑧ 大間知篤三・戸田茂樹訳、シロコゴロフ著『滿洲族の社会組織』昭和四十二年一月、刀江書院、一〇三頁。
- ⑨ シロコゴロフ『滿洲族の社会組織』一〇四頁、注2参照。
- ⑩ 内田吟風訳「匈奴伝」『騎馬民族史』平凡社、昭和四十六年十月、一—一五一頁。
- ⑪ 田中克巳「北アジアの諸民族に於けるレヴィート」『北亞細亞学報』三、一九四四年十月、二一七—二五四頁。
- ⑫ リヤザノフスキイ著 東亞經濟調査局訳『蒙古慣習法の研究』昭和十年四月、一三頁。V. A. Riasanovsky, *Fundamental Principles of Mongol Law*, Indiana University Publications, Uralic and Altaic Series, Vol. 43, p. 86.
- ⑬ 拙稿「童孃哥帖木兒と建州左衛」『朝鮮学報』第六十五輯、昭和四十七年十月、三頁。
- ⑭ シロコゴロフ『北方ツングースの社会構成』四三三頁。
- ⑮ シロコゴロフ『滿洲族の社会組織』一一三頁。
- ⑯ 布村一夫「明末清初の滿洲族に関する一考察」『書香』十五卷十二

号、昭和十八年十二月、一——一六頁。

⑬ 平竹伝三訳「ロバートン著、オロチイ族研究」『史観』一、昭和六年十一月、二二七——二九三頁。

⑭ 凌純声『松花江下游的赫哲族』下、六八〇頁。

曹廷杰『西伯利東偏紀要』に、「一查、伯利（ハバロフスク）東北行一千二百餘里、至阿吉大山、以上沿松花江兩岸居者、通稱黑斤（中略）夫喪則妻纏白巾、衣襤褸、待安葬、以終喪。後遂弟妻兒嫂、兒妻弟媳、甚至翁媳相配曰西勒弥。」と記るされる。

シロゴゴフ『北方ツングースの社会構成』川久保佛郎・田中克巳訳、四二—三頁。

布村一夫「赫哲族における Tabu について」『書香』十五卷六号、昭和十八年六月、一一—五頁。

秋葉隆『滿蒙の民族と宗教』昭和十六年三月、七〇頁。

田中克巳「北アジアの諸民族に於けるレヴィエント」『北亞細亞學報』三、昭和十九年十月、二四一——二四七頁。

六 樹 上 葬

都児也は、兀者衛人の葬儀につき、次のように言っている。

予知哈則父母死、編其髮、其末繫二鈴、以為孝服。置其屍於大樹、就其下、宰馬而食其肉。張皮鬣尾脚、掛之。兼置生時所佩弓箭、不忌食肉。但百日之内、不食禽獸、頭目女真則火葬、皮冠頂上、綴白纒布、前蔽面目、後垂於肩、仍穿直身衣、每遇七七日、殺牛或馬、煮肉以祭、徹而食之。

都児也の発言は、兀者衛における樹上葬の存在を示している。樹上葬は、山谷中の樹上に簡単な設備を設け、人の遺骸をその上に葬る葬儀形式であるが、こうした風習は、所謂古代ツングース系諸部族の間では、見出すことはできない。たとえば古く威鏡道地方にいた沃沮族では、仮埋葬後、遺骨のみ木槨に収納する形式をとる。このことは『三国志』魏書卷三〇、東沃沮伝に次のように記るされる。

其葬、作大木槨、長十余丈、開一頭作戸。新死者、皆仮埋之、才使覆形、皮肉尽、乃取骨、置槨中、举家、皆共一槨、刻木、如生形、随死者為教、又有瓦甕、置米其中、編梟之於槨戸辺

挾婁の後身といわれる勿吉の葬儀形式については、『魏書』卷一〇〇、勿吉伝に「其地下湿、築城穴居。屋形似塚、開

口於上、以梯出入。(中略)其父母、春夏死、立埋之、冢上作屋、不令雨湿、若秋冬、以其屍、捕貂、貂食其肉、多得之、と記るされるように、死亡直後に埋葬し、塚上に小屋を建てる土葬である。『北史』卷九四、勿吉伝にも、『魏書』に依拠して同様の記載が示される。

靺鞨族については、『旧唐書』卷一九九下、靺鞨伝に「死者、穿地埋之、以身襯土、無棺斂之具。殺所乘馬於屍前、設祭」と見えるから、やはり土地を掘って埋め、死骸に直接土をかける土葬である。『新唐書』卷二一九、黒水靺鞨伝にも、『旧唐書』のそれと似た土葬形式が、「死者、埋之、無棺槨、殺所乘馬以祭」と記るされる。

金代女真の葬儀形式も、靺鞨族のそれに近い。『三朝北盟会編』卷三に「其死亡、則以刃斃額、血淚交下、謂之送血淚。死者、埋之而無棺槨。貴者、生焚所寵奴婢・所乘鞍馬、以殉之。所有祭祀飲食之物、尽焚之、謂之燒飯」と記るされる如くである。そして明清時代に入ると、満洲族はもはや火葬となる。永樂八年(朝鮮太宗十年)、慶源城で朝鮮軍と交戦した女真軍は、四十八人の戦死者を火葬にふし、遺骨を父母妻子のもとに持ち帰った^①。またヌルハチ時代の満洲の村落を調査した李民奩は、『建州聞見録』に「死則翌日拏之於野而焚之。其時子孫族類咸聚会、宰牛馬、或哭、或食、蒙白、二三日、除之云」と記るしている。こうした簡単な葬送形式は、はた目には、およそ葬儀とはうつらなかつたらしい。朝鮮世祖七年八月、申叔舟・具致寛等は「野人本不行喪、今從国制而行之」と言っている^②。

樹上葬は、古代ツングース系諸部族にはおこなわれず、むしろ古代トルコ・モンゴル系部族に現われる。たとえば室韋については、『魏書』卷一〇〇、失韋伝に「父母死、男女聚哭三年。屍則置於林樹之上」と見え、『隋書』卷八四、室韋伝に「婦人不再嫁、以為死人之妻、難以共居。部落共為大棚。人死則置屍其上。居喪三年。年唯四哭」と記るされる。大棚の上に死体を安置するのは、樹上葬の一変形と見ることができよう。

奚については、『隋書』卷八四、奚伝に「死者、以葦薄裹屍、懸之樹上」と見え、契丹については、『隋書』卷八四、契丹伝に「父母死而悲哭者、以為不壯。但以其屍、置於山樹之上、經三年之後、乃收其骨而焚之、因醑而祝曰、冬月時、

向陽食、若我射獵時、使我多得猪鹿」と記るされる。唐代の契丹族にあっては、いささか葬送形式が変化し、馬車を以て大山に送った後、樹上葬となる。『旧唐書』卷一九九下、契丹伝に「其俗、死者不得作塚墓。以馬駕車、送入大山、置之樹上、亦無服紀。子孫死、父母晨夕哭之。父母死、子孫不哭」と記るされる如くである。また原山煌氏は最近の研究「クイルダルの葬送」において、『元朝秘史』をくわしく研究し、チングス汗はマングト部の戦士クイルダルの戦死にさいし、彼の遺骨をカルカ河畔の崖の上に置かせた。これは鎮魂再生を念じての骨格保存の一種であり、樹上葬の変形であるとしている。^⑤

こうした樹上葬は、近世の黒龍江地方や黒龍江下流のツングース族、オロチョン族、松花江下流域のゴルデイ（赫哲）族に受け継がれている。内藤湖南氏によれば、風葬の記事は、清朝人の記録の中では、方式済が乾隆二十二年前後に著した『龍沙紀略』が最旧のものの一だという。方式済は次のように記るしている。

東北辺有風葬之俗。人死以芻裹尸、懸深山大樹間。將腐、解其懸、布尸於地、以碎石逐体薄掩之、如其形然。

また清の呉振臣の『寧古塔紀略』には、黒龍江下流の黒斤（ゴルデイ）の樹上葬につき、「又東北五六百里為呼兒喀、又六百里為黒斤、又六百里為非牙哈、総名烏稽韃子（中略）死以片繚裹尸下棺、以木架挿于野、置棺于架上。俟棺木將朽、乃入土」と記るしている。

近年のゴルデイ（赫哲・黒斤）の葬送儀礼については、調査報告や研究書も多いが、樹上葬がおこなわれるとしたものと、これを否定したものとがある。樹上葬がおこなわれなかったもの、および否定はせぬまでも、樹上葬がおこなわれたとは記っていないものには、徐宗亮が光緒十五年に公刊した『黒龍江述略』（卷六）がある。次のように記るされる。

俗有喪、樹木桿於庭上。挂長幡、以示遠近、起蘆屋、置柩其中、或數日、或十數日、昇之郊外。親屬服粗白布。無麻。赴弔者、亦白冠。初多火葬。或近水置之、隨江漲而沒。

火葬や水葬が多いという。最近の I・A・ロパーチンの研究『アムール河流域原住民間の葬送儀礼』（一九六〇年刊）に

よれば、近年のアムール河流域のゴルデイ族には、樹上葬はみられないとのことである。同書によれば、死者は屋内で座席と同じ高さに作られた特製の台上に横たえられ、新しい着衣とかえられ、顔面を白布で覆われる。埋葬は一兩日中におこなわれるが、父兄や子の臨在なしには葬儀は執行されない慣行であるから、近親者不在の時は、夏期でも葬儀延期二三週間に及ぶことがある。遺骸は門戸からではなく窓から屋外に運び出され、棺に納められる。埋葬は極めて簡単で、近接した森林中に浅い穴を掘り、棺を納め、上に横に板をわたし土をかける。棺と板との間には隙間がある。墓所で犬を殺し、その上に大鹿の皮をかけたのち、その皮を墓所の傍の一本の杭にかける。故人の持物・カヌー・オールなどを墓上において葬儀は終となる。参列者は、後をふりむかず、立留らず、故人の家に帰る。寡婦は七晝夜墓所に居り、その他の近親者は近寄りぬという。埋葬という点で兀者衛の葬儀とは形式を異にするが、動物の皮を木に掛けること、葬儀の一割期が七日であることは、兀者衛の習俗と似ている。

赤松智城氏の調査報告『滿蒙の民族と宗教』によれば、ゴルデイでは、まず死者の足元で焼紙をおこない、哭泣し、故人の目下の者は白衣(孝衫)を着用し、叩頭ののち入棺し、墓地に赴いて埋葬する。死後は七日おきに四十九日間、近親一同が集り、供物——饅頭、米飯、白菜、素麵、鶏卵、魚等——を捧げ、線香を上げて叩頭する。四十九日が終ると次は百日目、故人の誕生日、次の命日、翌年の命日と三年の間、年忌を営む。三歳以内の幼児の死亡の時は、死体を藁に包み、畑中で火葬し、四歳から十歳の子供は、藁に包み山間に風葬し、或は土葬するという。葬儀に白布を用いること、葬祭が七日おきに七回なされること、百日を以て服喪期間の一区切りとすることなどの諸点において、兀者衛の葬送儀礼と赫哲のそれとは近似性がある。赫哲の葬儀に白布を用い、服喪期間が七日であることは、『黒龍江志稿』巻六、地理、風俗の条に「赫哲人、父母死。以白布纏長枕、又作白篋合家守哭甚哀。逾七日、服滿而除」と見える記録とも符合する。

近世の赫哲族に樹上葬がおこなわれていた、としたのは凌純声である。彼は『松花江下游的赫哲族』に次のように記している。^⑦

赫哲人、打匪死在山中時、即取大樹幹一段、先將樹的一面斫平、再挖成槽形以作棺、上面亦覆一槽形之樹作棺蓋、屍納木中、用樹皮緊扎棺与棺蓋。然後用有樹叉之樹四棵、上架兩橫木、其上再擱樹枝舖成一台、高約丈余、棺即置於台上。早先不知架台、即以樹皮掛棺於樹上、越二三年後、屍體腐化、死者的家屬入山取骨、納入鹿皮口袋中、負回屯中再葬。枯骨至家時、放在院中、不得攜入室內。再葬時先在地中掘一坑、深約一尺五寸、所用之棺有仍如上述木槽形的、亦有幾根大樹枝拼成木排插入土中成一棺形的、其大小視屍骨而定。如屍骨上筋肉未盡腐化、則須穿上衣冠而後埋葬。棺蓋須露出地面。上面以土堆成一棺形、前高後底。他們現時俱用漢人棺木。重葬之事、亦仍有之。墓地常在屯的附近或屯中、昔時更有葬於家中院內者。葬法有一定方向、頭西足東。

棺の製作法、樹架の設置法、遺骸処理のことなど、記述はきわめてくわしい。

アムール河流域のツングース族が樹上葬を保存していることは、ロパーチンも報告している^⑧。同報告書によれば Oichi 族は森林中に小屋付の台を建て、遺骸は棺に納めたのち台上にのせ、死者の顔は海あるいは河にむける。純粹のツングースでは、遺骸はトナカイの皮中に包みこみ、故人の私有物、武器、食器等と共に同じ木にかけられる。これらの物はすべて一部分が破壊され、食器の底には穴があげられている。それはこれらの物も、この世を離れて自由な魂となり、かの世において死者に奉仕せしめるため、死に至らしめたためという。またニオラツツェも、ヤクート人、ツングース人が死骸を馴鹿の皮に縫いこめたのち樹上に置き、死霊が下りられぬように小枝を伐り払う習慣を報告している^⑨。

オロチョンの葬儀については、『黒龍江外記』卷六に「呼倫貝爾、布特哈。人死挂樹上。恣鳥糞食。以肉尽為升天。世有鳥樹葬之說、即此俗」と見え、『黒龍江志稿』卷六、地理、風俗の条に「鄂倫春人、其住江省各城者、一切礼俗与滿洲同。其在森林游獵者、凡死者用大樹鑿穴殮之。置於高崗樹叉上。一年後埋之、殆有上古樹葬之風歟」と記るされるように、樹葬か、樹葬後埋葬という形式がおこなわれた。『滿蒙の民族と宗教』所収、秋葉隆氏のオロチョン族調査報告によれば、樹上葬は特に小児の死亡時におこなわれ、大人の場合は通常土葬であったという。小児は死後また帰り来るが故に樹葬す

るといい、その高さは六七尺であった。^⑩ また泉靖一氏の「オロチョン族踏査報告」^⑪によれば、大人が死ぬと納棺し、その人が生前最もよく乗った馬を殺して皮を剥ぎ、これで棺を包んで埋葬する。そして馬の肉を食い酒を汲みサマンが祈を捧げる。もし棺が緊急に入手できぬ時は、身の丈位の棒を二本地面に立て、その間に板を渡し、その上に横臥せしめ、棺が入手次第埋葬する。年がめぐり三月の清明節 (rainsti) が来ると、altanchashun なる金箔および紙を、その人の死亡場所ので焼き、焼け残りを親族同志で分けあい、故人から馬をもらったとして持ち帰る。子供の死んだ時は、架を作り樹上葬をおこない、納棺、埋葬はおこなわない。これは子供の肉が腐り、白骨が地に墜ちる時、亡児再び母の胎内に宿ると信ぜられているためだという。

樺太ポロナイ河上流地方のオロッコの樹上葬については、明治四三年、石田収蔵氏が写真付で報告している。これによれば、昔時オロッコはみな風葬(樹上葬)であったが、近年はロシヤ風となり、墓地には十字架が建ててあるという。^⑫

ソロン(索倫)族の葬儀については、上牧瀬三郎氏の『ソロン族の社会』^⑬がある。これによれば、元來死体は原野に放置するのが普通であったが、現在は棺に納め埋葬するようになった。ただし十歳以下の幼児の遺体は、布片に包み野原に棄てられる。父母の死亡時には、子は百日間白衣を着け、妻を失った夫は、三十日間白帯を着け、夫に死なれた寡婦は、三年間白衣を着るといふ。

以上のように考察をとげたいので、兀者衛の葬送形式にたちかえて考えると、兀者衛人が受け継いで来た樹上葬の系譜は、古代ツングース、女真、満洲族には類似性を見出すことはできない。それは古代トルコ・モンゴル系部族、近年のシベリヤ・ツングース、オロチョン、赫哲族のうけついで樹上葬の系譜中に位置づけられるものである。近年の赫哲に、樹上葬が次第にすたれつつあることが諸調査に報告されているが、兀者衛においても、頭目は火葬であった。火葬はいわば新しい風習であつたろうが、時代の経過にともない、それは民衆にひろく普及し、樹上葬が次第に姿を消したものと推定される。葬儀が樹上葬であること、葬儀に白布を用いること、七日、百日を以て服喪期間の画期とする点において、明

代、兀者衛の葬送形式は、赫哲族のそれに近似している。

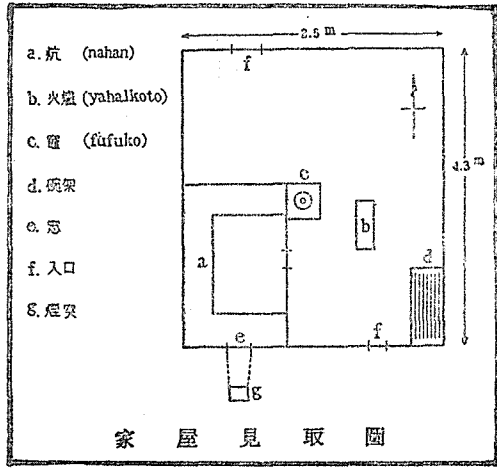
- ① 『李朝太宗実録』卷一九、十年四月己酉。
- ② 『李朝世祖実録』卷二五、七年八月辛巳。
- ③ 原山燠「タイルダルの葬送」『史林』第五七卷三号、一九七四年五月、三四—五三。
- ④ 内藤湖南「龍沙紀略解題」『滿蒙叢書』五、大正十年五月。
- ⑤ Ivan A. Lopatin, *The cult of the dead among the natives of the Amur basin*, 1960, Netherland.
- ⑥ 赤松智城・秋葉隆『滿蒙の民族と宗教』一七五頁。
- ⑦ 凌純声『松花江下流的赫哲族』上冊、二二二頁。
- ⑧ 注⑥の書の七三頁。

七 家屋と農耕

〔家屋〕 兀者衛人の家屋につき、都児也は言及していないが、兀者衛人の生活様式は、オロチヨンのそれとは性格を異にしていたため、兀者衛人の住居も、オロチヨンの白樺の円錐型天幕ではなく、河川流域を中心とした定住生活に相應しい、固定した木造家屋であったと考えられる。兀者衛の家屋についての直接の記録は遺存しないが、同時代における周辺部族のそれは、参考となる。明代中期の弘治四年、東京城地方に出兵した朝鮮の副元帥李季全が、尼麻車兀狄哈の家屋構造につき、次のように発言した。尼麻車兀狄哈は、兀者衛人と同じく兀狄哈とよばれる部族に属している。遼東から遠く離れた東京城地方でも、かような開化ぶりを示していたという点で、参考とするに足る。『李朝成宗実録』に次のように記される。^①

上曰居室何如。季全曰、一梁之室、其制与唐人居室相似。此則兀狄哈昔時搶擄開原衛之人、男婚女嫁、累代而居。故其居室之制、如此。上曰其計活何如。季全曰、臣曾見斡朶里兀良哈、居室不豊、室廬阨陋。兀狄哈則室大淨潔、又作

- ⑨ 牧野弘一(李弘種)訳、ニオラツエ著、『シベリア諸民族のシャーマン教』生活社。昭和十八年四月、一〇頁。
- ⑩ 赤松智城・秋葉隆『滿蒙の民族と宗教』八三頁。
- ⑪ 泉靖一「オロチヨン族踏査報告」『民族学研究』第三卷一号、昭和十二年一月、三九—一三一頁。
- ⑫ 石田収蔵「樺太オロッコの墓所」『東京人類学会雑誌』第二五卷五号、一九一〇年二月、一九七頁。
- ⑬ 上牧瀬三郎『ソロン族の社会』昭和十五年三月、生活社。八七—八八頁。



家屋見取図

ような家屋見取図を示された。^②これを清初大烏拉村の家屋構造と比較すると、両者の酷似していることに驚かされる。

大烏喇村の家屋には炕があった。炕は『三朝北盟会編』卷三に「其俗、依山谷而居。聯木為柵。屋高數尺、無瓦、覆以木板、或以樺皮、或以草綢繆之。墻垣籬壁、率皆以木。門皆東向、環屋為土床、熾火其下、与寢食起居其上、謂之炕、以取其煖」と記される如く、金代初期にはすでに存した。満洲旗人英和が道光八―十一年頃著わした『卜魁城賦』には、

炕の構造や燃料等につき「屋内炕皆三面、或煨牛馬糞、或燒草木枝葉、禦寒。外砌磚為筒、以出烟氣、清語呼蘭是也」と記される。明代兀者衛人の住居も、かような炕をそなえた木造で、赫哲のそれに似た構造であったに違いない。兀者衛人は忽刺温兀狄哈を自称した。満洲語 *Hulan* は炕の煙突の謂であるから、彼等の自称も彼等の家屋構造と何等かの関係

大楨盛米。家家有雙碓、田地沃饒、犬豕雞鴨亦多畜矣。上曰有瓦屋乎。季全曰、皆茅屋也。

同時代史料ではないが、康熙二十一年三月二十七日、聖祖に扈從して大烏喇村（今の烏拉街）に入った高士奇の紀行文は、同地域の家屋史料として参考になる。『扈從東巡日録』卷下に曰く。

其居、聯木為柵。上覆以板、復加以草牆。壁亦以木為之。污泥其上。地極苦寒、屋高僅丈余。獨開東南扉。一室之内、炕周三面。熾火其下、寢食起居其上。雖盛夏、如京師八月時。

板葺・草蓋の木造家屋という点で、明代の尼麻車兀狄哈と清初の大烏喇村の家屋構造とは類似している。また昭和十二年、赫哲族の民俗学的調査に当たられた赤松智城氏は、赫哲族の家屋について、「現今は満洲族人及漢人の朽屋と余り変った所はない」と述べ、上に掲げた

があるのかもしれない。兀者衛人の家屋は、木造板葺、或は茅葺であったろうから朽ちやすく、発掘調査による確認も、多くの場合、成果は望めないであろう。

〔農耕〕 前掲の赤松智城氏の報告によれば、赫哲族の一軒の家は、穀倉と豚小屋等から成る数箇の付属建造物を伴っており、穀倉は校倉つくりで、倉庫と母屋との周辺に耕作地が続き、家屋に近い耕作地には蔬菜類が、次には玉蜀黍・粟・大豆等の類が作られていたとのことである。明代兀者衛の農業経営の実態も、都児也は言及していないが、この程度の規模であったと察せられる。清初の建州女直の農耕について、李民窳の『建州聞見録』には、「土地肥饒、禾穀甚茂、旱田諸種、無不有之。絶無水田、只種山稻、秋後掘窖以藏、漸次出食、故日暖、便有腐臭」と記るされ、ほぼ同時代、同地方を歩いた国田兵右衛門は『韃靼漂流記』に「一、韃靼にて日本の者共被殺候処より、同都迄三十五日路の間に、田は一切無御座候。粟稗其外雜穀は、日本の如くにて候」と記るしているのも参考となろう。

清朝初期の烏拉街地方での農耕について、高士奇は『扈從東巡日録』巻下に次のように記している。

地宜稷宜穀宜稗。三月播種、八月穫刈、蓋三月之前、地凍未開、八月以後隕霜殺草、計于耜与濼場時、不過四月有余。不施糞澆、不加耕耨、可足終歲之用、土膏肥沃可知。

土壤肥沃なため、わずかの労力で一歳の用に足る收穫を得たという。また同地方の虞村の住民の生活について、次のような興味深い記録を残している。右文に引きつづき曰く、

虞村、居人二千余戸、皆八旗壯丁。夏取珠、秋取麋、冬取貂皮、以給公家及王府之用。男女耕作、終歲勤動。亦有充水手桴舟。漁戸捕魚、或入山採樺皮者。其食甚鄙陋。其衣、富者不過羔裘紵絲細布。貧者、惟麕布及貓犬獐鹿牛羊之皮。間有以大魚皮為衣者。珠蚌生支江山溪中、人於五六月間、入水採老蚌剖取。最大者充貢。其色微青、不甚光。

清初の虞村人と明代兀者衛人とは、居住区をほぼ等しくしているから、両者は何等かの血縁に結ばれた人々であると考えられる。その間に二百数十年の時間的へだたりは存するが、社会の進歩の緩慢な時代であるから、両文化の落差は小

さかったであろう。春は耕作し、夏は珠を取り、秋は人蔘採取にいそしみ、冬は貂皮を取り、終歳勤勞すといった生活は、そのまま兀者衛人のそれに通ずるものがあるのではあるまいか。

以上に考察したところにより、(1)明代兀者衛の生活圏は、今日の吉林省烏拉街地方に存した。(2)兀者衛人が兀狄哈とよばれる部族であること、および第四項土産・牧畜の条において論じた生活様式、および葬送形式において、兀者衛人のそれは今日の赫哲族のそれに近似しているため、兀者衛人は赫哲族の祖先であるか、乃至は両者とも共通の祖先から出た部族である蓋然性が強い、という二つの結論に導かれる。それは遼・金・元代の兀惹・兀的改・吾者・兀者および明代の兀者女直が、ゴルデイ(赫哲)と同様の部族であったとなす和田清博士の見解と、全く一致するものである。

① 『李朝成宗実録』卷二五九、二十二年十一月戊子。拙稿「明代の東

京城地方」『田村博士頌寿東洋史論叢』昭和四十三年五月、参照。

② 赤松智城『滿蒙の民族と宗教』一七二頁。

(天理大学教授)

Mais nous retrouvons aussi des particularité de chaque “empire” partant de sa construction sociale, de sa situation politique ou militaire, en ce qui concerne son développement territorial ou sa structure du gouvernement.

The Making Process of the System of the Sanmon Embassy

by

Mamoru Shimosaka

This article will deal with the political history of *Enryaku-ji* Temple 延暦寺 in the *Muromachi* 室町 period. Hitherto, the studies on this subject have laid stress on the *Santo* 山徒 who had begun to gather strength in Kyoto by being engaged in money lending. However, in view of the relation between *Enryaku-ji* Temple and the *Bakufu* 幕府, the influence of the *Santo* who made *Enryaku-ji* Temple the base and the centre of their lives should be much more appreciated.

Since the civil war in the period of *Northern and Southern Dynasties* 南北朝, the *Muromachi Bakufu* 室町幕府 had not succeeded in controlling the rebellious *Santo*. Therefore, in the reign of *Ashikaga Yoshimitsu* 足利義満, the *Bakufu* organized some of the influential *Santo* as the *Sanmon Ambassadors* 山門使節 in order to place them under its control. In other words, the *Bakufu* tried to exercise its power over them by investing them with the same several privileges as the *Shugo* 守護 had, within the territory of *Sanmon* 山門. This policy toward *Sanmon* once almost failed in consequence of the ‘*Sanmon riot during the Eikyo Era*’ 永享の山門騒乱 which was raised by the *Sanmon Ambassadors*. In the end, however, this policy worked well to rule the *Santo*.

A Study of *Wu-che-wei* 兀者衛 in the Ming 明 Era

by

Yoshihiro Kawachi

Wu-che-wei is a tribe of the Tunguses who lived in the basin of the *Sungari River* 松花江. Few records remain today concerning this tribe.

In January of the 21st year of Korean Se-jong 世宗 (1439) a Wu-che-wei whose name was *Tou-erh-yeh* 都兒也 visited Korea, and his words were recorded in *Yijo-sejong-silnog* 李朝世宗實錄 (*The Authentic Account of Se-jong in the Yi Dynasty*).

The writer deals, according to what Tou-erh-yeh told then, with the position, marriage, funeral on the tree, etc. of Wu-che-wei.

In the first and second chapters he discusses the extent of *Hai-hsi-nü-chih* 海西女直 in the Ming era and the process of a Wu-che-wei coming to visit Korea, and in the third chapter he estimates that the base of Wu-che-wei in the Ming era was located in the district of *Wu-la-chieh* 烏拉街, *Chi-lin-sheng* 吉林省 as it is called now. From the fourth to the seventh chapter he makes comments on the system of marriage, a ceremonial exchange of betrothal gifts, the marriage age, levirate, funeral on the tree, etc. of Wu-che-wei, and estimates, from the similarity of their life and funeral styles and living quarters, that Wu-che-wei in the Ming era is congeneric with the *Goldi* 赫哲族 in modern ages.

印刷所	發行人	史	一九七四年十二月二十五日印刷
中村印刷株式會社	史學研究會	林	一九七五年一月一日發行
京都市下京區西七條御所ノ内中町五〇	理事長 今津晃	(第五八卷第一号)	定価六〇〇円
	振替京都市五一五五番		
	京都市左京區吉田本町		
	京都大學文學部		